

1. ごみ収集サービス

(1) 汚物掃除法後の収集サービス

ごみ処理事業は市町村のサービス事業であるということは半ば常識化しているが、それはおそらく汚物掃除法により汚物の収集処分が市の義務とされて以来のことであろう。図表 6-1 は主要都市の収集サービス開始時期の状況について、それぞれの清掃史から抜粋したものである。東京都における、「ごみ収集の直営化をもって公共事業としてのごみ処理はその一步をすすめた」という表現は、公共サービスとしてのごみ処理の位置づけをわかりやすく説明している。

図表 6-1 主要都市における収集サービスの開始

東京都	<p>明治 41 年 (1908) 10 月、尾崎行雄市長が再選されると、市はそのもとで、ごみ収集の直営化の方針をたて、順次これを実行していった。最初に直営が行われたのは小石川区と四谷区で、明治 44 年 4 月 1 日付である。(略) (大正 7 年には) 市内全域のごみ収集が直営化されることとなった。この直営化によってごみ収集の回数も増え、市民からの苦情も減った。各家庭から塵芥取扱場までのごみの陸上輸送は、おおむね軌道に乗ったのである。公共事業としてのごみ処理は、その一步をすすめたといえる。</p> <p>(東京都清掃百年史, p50, 2000)</p>
大阪市	<p>汚物掃除法によって汚物の収集処分が一般的に市の義務とされるに至り、明治 33(1900)年 11 月に「大阪市汚物掃除規定」を定めて掃除監督吏員を設置し、従来の請負制による収集から直接収集に切り替えて、市としての組織的な塵芥収集体系を確立させることになった。</p> <p>(大阪市の環境事業 120 年の歩み, p13, 2009)</p>
札幌市	<p>汚物掃除法の施行を受け、「札幌市汚物掃除規定」を制定した。対象の掃除区域を 3 区に分け、区域内のごみは 3 日に 1 回運搬することなどを定めた。しかし、規定のなかに「掃除請負方法」という 1 章を設けているように、汚物の処分を含めて業務のいっさいを請負人に委ねていたふしがつよい。</p> <p>(さっぽろ清掃史, pp30-31, 2000)</p>
福岡市	<p>汚物掃除法の施行を受け、監視吏員の任命、掃除区画の設定及びごみ搬出計画などを立て、業者と収集契約をもって施行することとなった。従来の民間請負は 10 日に 1 回の収集であったが、区域を 3 区画に分け、第 1 区は 3 日毎、第 2 区は 7 日毎、第 3 区は 10 日毎で実施することとした。</p> <p>(福岡市環境事業史, p12, 2005)</p>
横浜市	<p>汚物掃除法の施行を受け、「監視吏員職務章程」「掃除監視吏員休暇規定」「掃除方法」等を定めたが、ごみの処理については、従来の業者に請け負わせていた。</p> <p>(横浜の清掃事業 120 年のあゆみ, p18, 1980)</p>

(2) 世論調査に見る収集サービス

内閣府では政府の施策に対する国民の意思を把握するために世論調査を実施しており、昭和 22(1947)年以降の結果をホームページに掲載している。その中で、ごみ収集に関する調査結果を図表 6-2 に抜粋しているが、昭和 35(1960)年と昭和 47(1972)年の調査はごみ収集が行政サービスの一環であるというニュアンスの質問になっているが、昭和 63(1988)年の調査では排出側の責任の負担についての質問になっているのが注目される。

図表 6-2 ごみ収集に関する世論調査内容の変遷

昭和35(1960)年	環境衛生に関する世論調査(S35.6)
Q:台所のゴミの収集についてもっとこうして貰いたいと思うことが何かありますか。	
(1)もっと回数をふやしてほしい	35%
(2)車に入れ易いようにもっと家の近くまで車を廻して欲しい、ゆっくり廻してほしい	9%
(3)一軒一軒集めて廻してほしい	9%
(4)もっときれいに、丁寧にとってほしい、ゴミ箱の扱いをもっと丁寧にしてほしい	16%
(5)料金をもっと安くしてほしい	5%
(6)その他	4%
(7)別にない	46%



昭和47(1972)年	大都市の居住環境に関する世論調査(S47.8)
Q:あなたの家では、現在家庭から出るふつうのゴミの収集について、満足していますか、不満がありますか。	
(1)満足している	74.2%
(2)不満がある。 →SQへ	16.6%
(3)わからない	9.2%
SQ:どういう点が不満ですか。	
(1)収集に来ない	3.7%
(2)収集回数が少ない	44.2%
(3)収集日が不定だ	4.9%
(4)収集のあとしまつが乱雑	24.2%
(5)収集作業員の態度がわるい	6.8%
(6)収集してくれないものがる	22.5%
(7)その他	14.8%
(8)わからない	0.7%



昭和63(1988)年	ごみ処理に関する世論調査
Q:あなたの住んでいる地域では、ごみを出す時に、燃えるごみと燃えないごみなどの種類ごとに分けて出すように決められていますか、それとも分けずに一緒に出してもよいことになっていますか。	
(1)種類ごとに分けて出す →SQへ	86.1%
(2)分けずに一緒に出す	10.0%
(3)わからない	3.9%
SQ:あなたの家ではこの分け方を守っていますか。この中ではどうですか。	
(ア)いつも守っている	81.6%
(イ)大体守っている	16.5%
(ウ)あまり守っていない	0.7%
(エ)全く守っていない	-
(オ)わからない	1.1%
Q:ガラス、剃刀の刃、スプレー缶など集める人にとって危険な物を捨てる場合、あなたは出し方に注意していますか。それとも注意していませんか。	
(1)注意して出している	79.7%
(2)特に注意していない	13.8%
(3)わからない	6.5%

(3) 無料化の時代

汚物掃除法の時代から、「手数料を徴収することができる」とされていたため、何らかの方法で手数料を徴収する自治体が多かったが、1970年代には市民に対する行政サービスの一環として、ごみ処理手数料を無料にしようとする自治体が多く見られた。

札幌市の清掃史¹にこれにいたるまでの状況が詳しく記述されている。

第一節 家庭ごみを無料化 「ステーション方式」の収集

市民サイドでいうと、ごみの従量制には収集作業の面で難点があったことは否めない。それを端的に伝える新聞投書がここにある。

「二月に入ると、風速十五メートルの強風と、一寸先も見えないふぶきで、あたり一面が真っ白になってしまう。こうなると主婦の悩みは、ゴミ処理である。きょうはゴミ処理車のくる日だとなると、朝からじっとしておられずたえず外の様子をうかがわなければならない。オルゴールが聞こえると、早くから処理券をもって寒い中を待たなければならない。家を留守にしがちな人は、近所の方をお願いしなければならない。(略)」

当局としては、現行制度に比べると手数料負担がより公平になり、収集作業もより迅速になるという画期的な改善案だったのだが、こうした市民の要望は絶えなかった。(略)

(略) この問題は前年度はじめから市議会でも「一般家庭ごみ手数料を無料化して欲しい」との請願、陳情をうけ、採択のため審査がつづけられていた。(略)

この経緯の一部を当時の新聞はこう伝えている。「札幌では、容量二〇リットルのポリバケツ一個について八円の手数料をとられる。(略) この手数料で市のふところにはいるのは一億三千万円。だから『手数料を廃止したところで、市財政に影響を与えるほどのものではない』という声が、市議会内部からも強く出されている。しかし、原田市長は『ゴミが市の重点行政なら積極的にもなれるが、札幌は飛躍的に膨張している都市であり、解決すべき問題がつぎつぎに飛出して、無料化の財源などどこにもない』と突っぱねている」(朝日新聞 昭和四五.一.六)

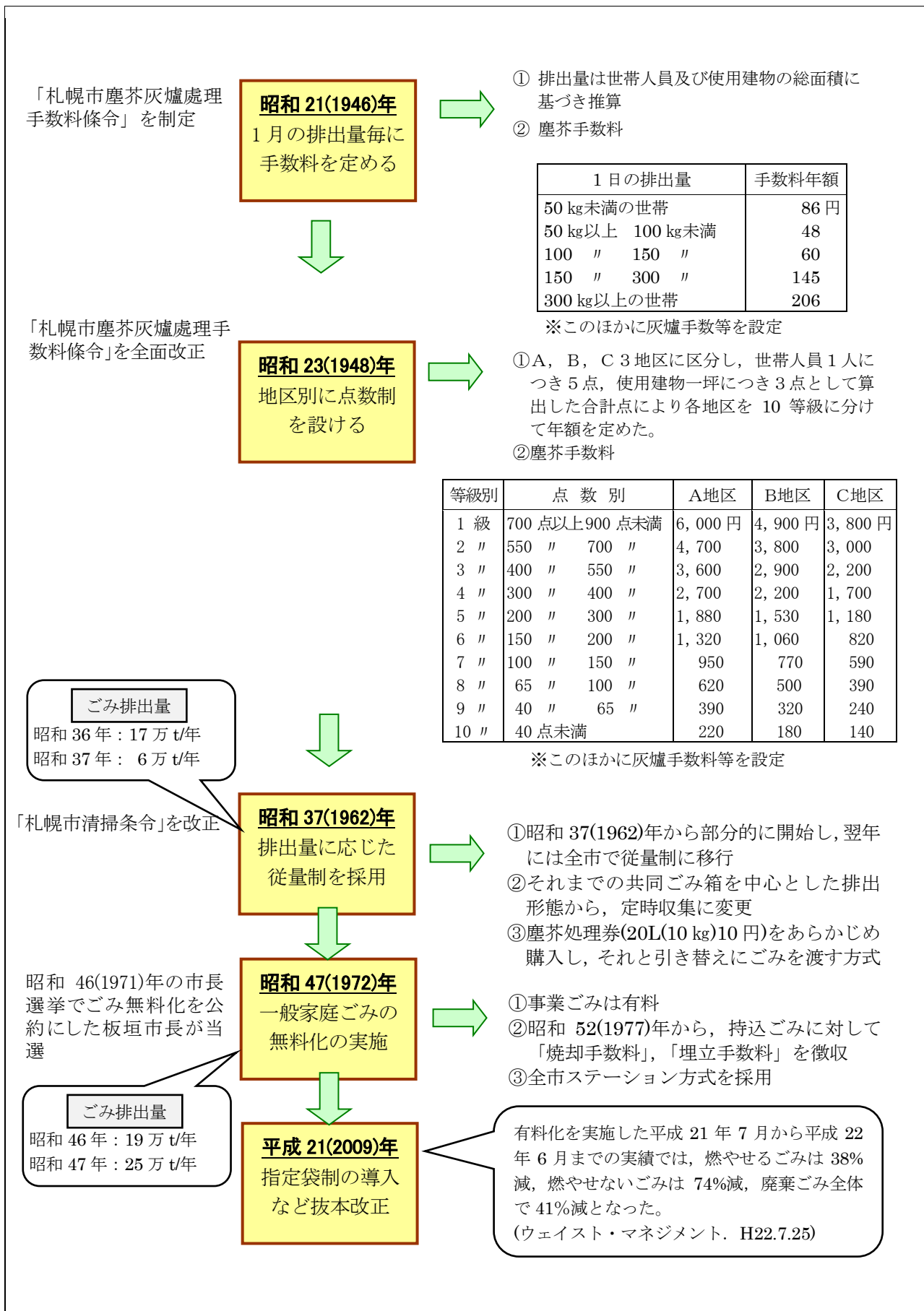
しかし、四十六年(一九七一)の市長選挙に立候補することが決定した板垣武四は第一助役を退任すると、早々に家庭ごみの無料実施を選挙公約に取り上げた。全国的には人口三〇万以上の都市の七〇パーセント以上がすでに無料にしている、それが趨勢になりつつあったこと、また道内でも釧路、室蘭、滝川の各市が四〇年にいち早く実施していたことなどが、その選択を促したものとみられる。

(さっぽろ清掃史、pp122-124)

なお、ごみ処理料金は収集形態によって様々に変遷してきた。「さっぽろ清掃史」には料金徴収方法の変遷がわかりやすく記述されているので、図表 6-3 に要約してまとめた。

「住宅の大きさや定住人員を基礎とした『定額賦課制』」→「排出量に応じた『従量制』」→「無料」→「指定袋制」の4段階の流れは、多くの自治体に共通の流れだろう。

¹ 札幌市清掃ホームページ、さっぽろ清掃史(2000)



図表 6-3 札幌市のごみ処理手数料の推移

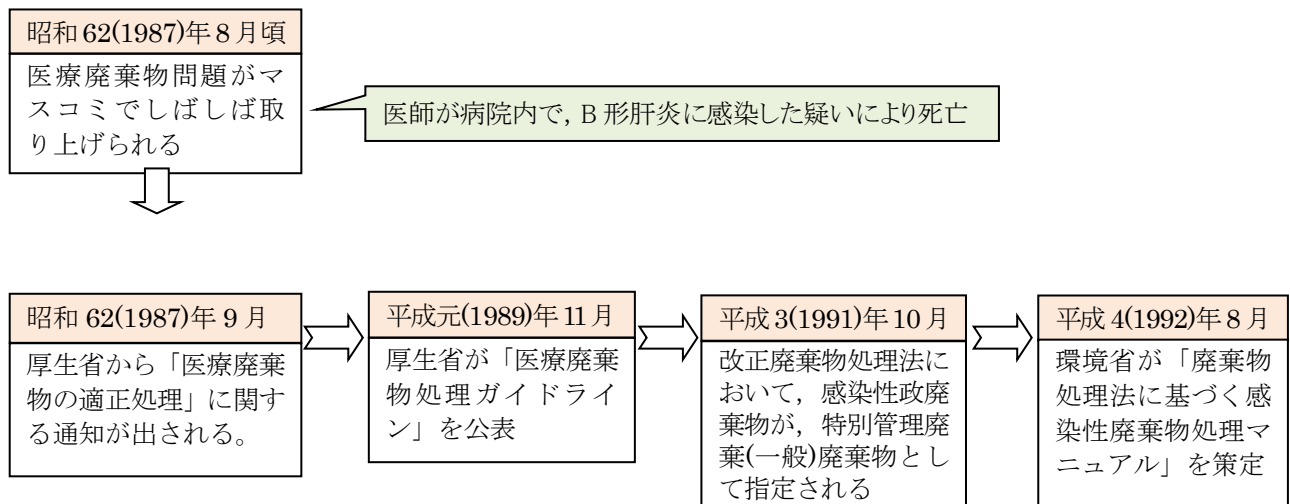
2. ごみ処理の自己主張

(1) 透明袋の登場

ごみ処理が市町村のサービス事業であることは変わらないにしても、国民にも必要な役割があるだろうという動きがでてきたのは、病院内での医療器具の取扱いによる B 型肝炎の感染事例が相次いで報道された昭和 62 年 8 月がきっかけだった。それ以前にも、黒い収集袋の中に入ったガラスや針金によって収集作業員がけがをするという事故が頻繁に起こったことがあったが、具体的に声が大きくなったのはこの時がきっかけであろうと思われる。一旦事故が発生すれば、死を伴うような問題に発展することが懸念された。図表 6-5 は、そのような懸念が端的に表れた事例であった。

このことを機に、従来の黒色や水色の不透明袋による排出を禁止して透明袋による排出を義務付ける自治体が増え、さらに時を同じくして資源回収・リサイクルに対するニーズも高まったため、分別が不十分な袋を収集しないとか袋に記名することを義務付ける自治体も出てきた。(図表 6-6)

図表 6-4 に医療廃棄物処理の経緯をまとめた。



図表 6-4 医療廃棄物対策の推移

ゴミの中の注射針刺さり B 型肝炎恐れ手当 千葉大病院

- 千葉大医学部付属病院で、病棟のゴミを処理していたアルバイトの高校生の足に、捨てられた注射針が刺さり、高校生は B 型肝炎にかかるおそれがあるとして、同病院で検査をうけていることが、19 日わかった。
- 事故は今年 10 日午前 8 時ごろ、同病院 4 階の東病棟で、A 君がゴミを集める作業中に起きた。同病院や A 君の話によると、ゴミ箱からビニール袋を出す時に、ビニール袋が A 君の足にあたり、中に入っていた注射針が A 君のふくらはぎに刺さった。
A 君はすぐに同じ階の看護婦詰め所で手当を受け、病院の指示で同日午後 2 時、グロブリンの注射を受けた。その後も経過をみるため 2 週間に 1 回、同病院で検査を受けている。
- 同病院では B 型肝炎の感染予防として、注射針はすべて堅いポリ容器の中に捨てることなどを決めているが、注射針が入っていたのは普通のゴミ箱で、「注射針は捨ててはいけないところ」（同病院）だという。

(朝日新聞, 1987.8.20 朝刊)

図表 6-5 医療廃棄物による事故

分別徹底のためごみに記名（我孫子市の事例）

我孫子市は昭和 45 年の市制以来、急激に人口が増加し、昭和 51 年には市内に最終処分場が確保出来なくなった。そのため、県外の業者に埋立処分を委託し、ごみが増え続ける中、ごみの抑制・減量が急務の問題になった。

そこで、昭和 55 年に廃棄物の基本計画を策定し、昭和 56 年 1 月から 5 分別収集及び我孫子式集団資源回収がスタート、ごみに名前を記入することも同時に始まった。以前は、各戸収集で誰のごみか家の前に出すのですぐわかり、容器によるステーション方式になってからも容器のフタにそれぞれの持ち主の名前を書いていた。ところが、袋収集になったとたん名前を書かなくなり、ごみの出し方も乱雑になりだしたのではないだろうか。

もう一度、原点に戻って自分のごみに名前を書き、それぞれが責任を持とうと呼びかけたところ市の提案に対し市民の強い支持があった。

ごみに名前を記入することにより、①ごみの中に資源等の混入を防ぎ、資源化促進及びごみの減量化を図る。②収集美化及び排出時間等のルールを守ることにより環境美化を図る。というように、ごみに責任を持ってもらい、市民と行政が一体となり、「快適で住みよいまちづくり」を目指している。

(ごみ・リサイクル施策集, 月刊地方自治職員研修, 1992.7)

図表 6-6 ごみ袋記名制の事例

(2) ごみ処理の有料化

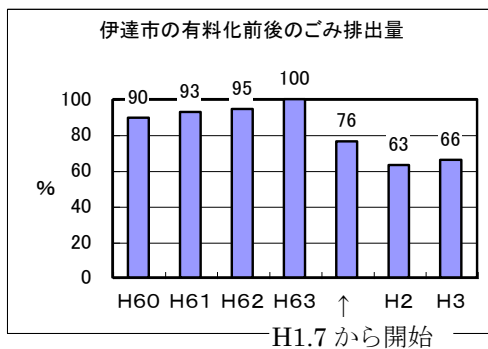
ごみ処理の有料化は、平成元(1989)年における伊達市の取組が契機となった。

伊達市では、自治体の財政負担の軽減のためにやむなく有料化に踏み切ったところ、37%のごみ減量化に成功した。この報告は、バブル期のごみ量急増に悩まされていた自治体にとって衝撃的な出来事だった。有料化の前後でごみの計量方法が違っていたという数値の精度を疑問視する声はあったが、その後の他自治体の事例をみてもさほど違和感のある数値ではない。いずれにしても、これを契機に経済的手法、有料化の時代に突入することになった。

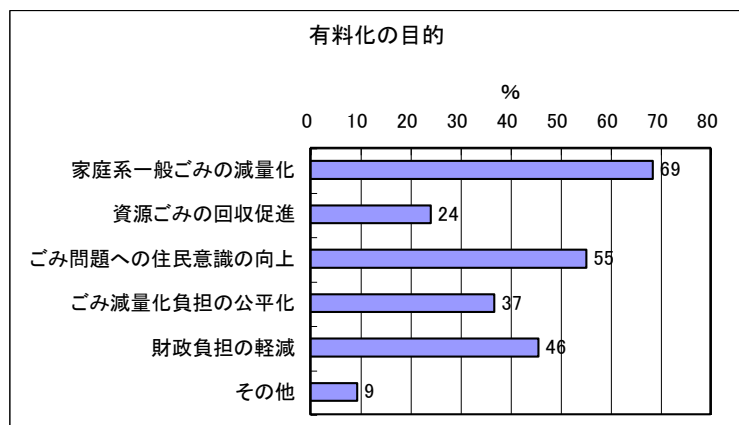
図表 6-7 は、伊達市の有料化前後のごみ排出量の推移を示したものである。

図表 6-8 は、有料化を導入している 489 の自治体が有料化にあたって重視した目的を集計したものである。「ごみの減量化」が最も多く、次いで「住民意識の向上」「財政負担の軽減」が続いている。

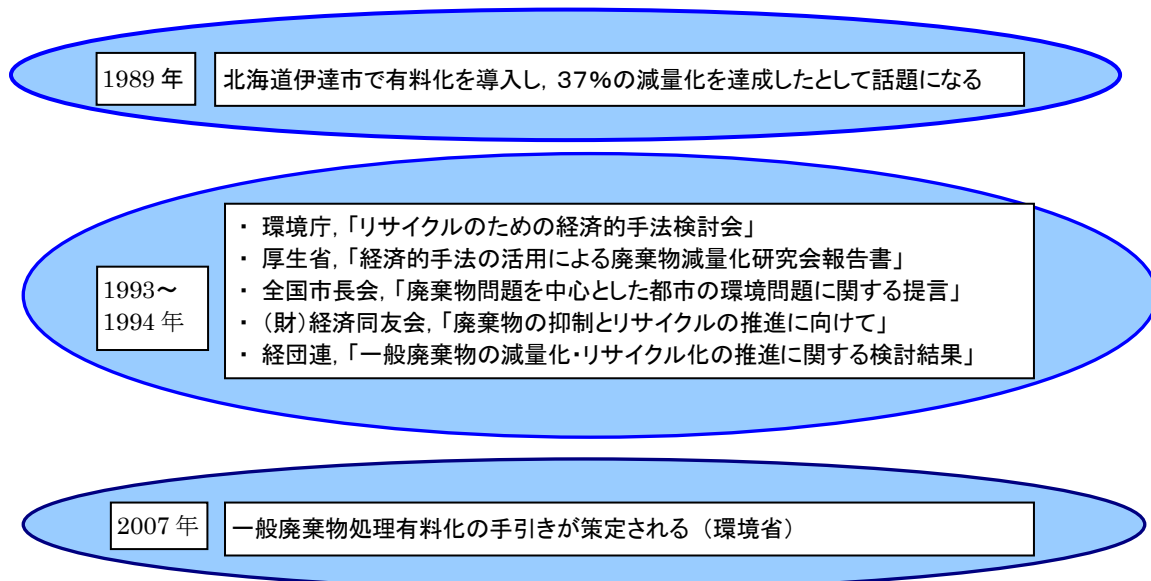
図表 6-9 は、有料化に関する取組の推移をまとめたものである。伊達市の取組以来、3つの大きな流れがある。



図表 6-7 伊達市のごみ排出量の推移



図表 6-8 有料化の目的²

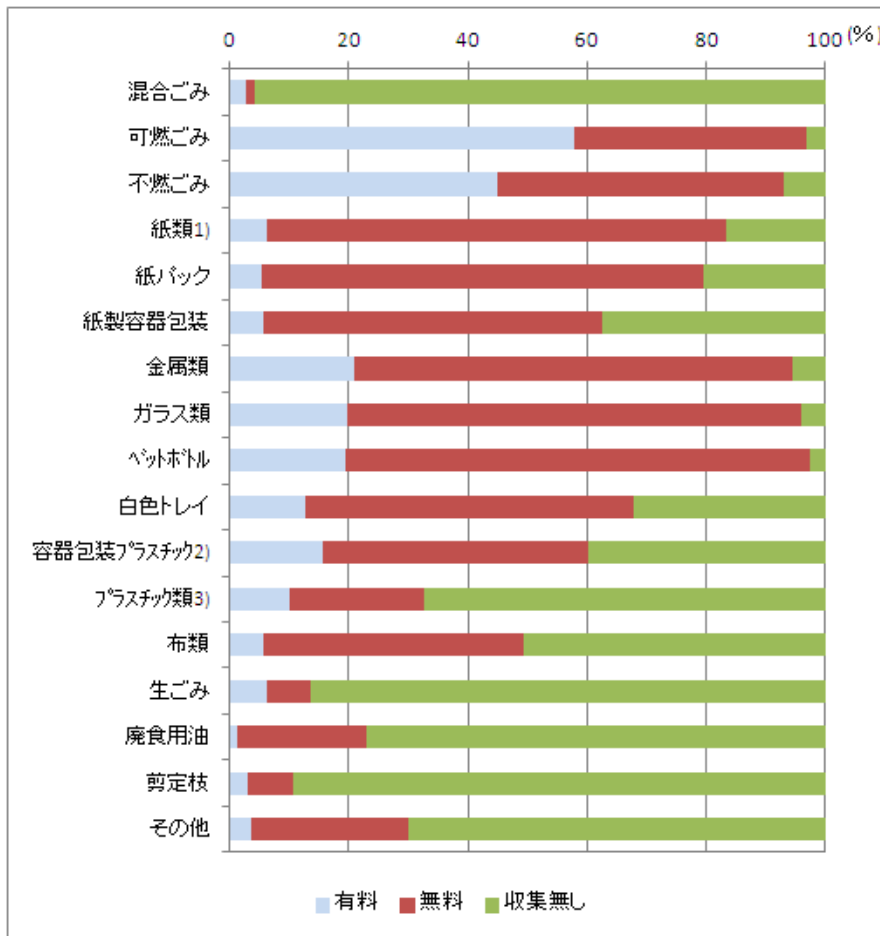
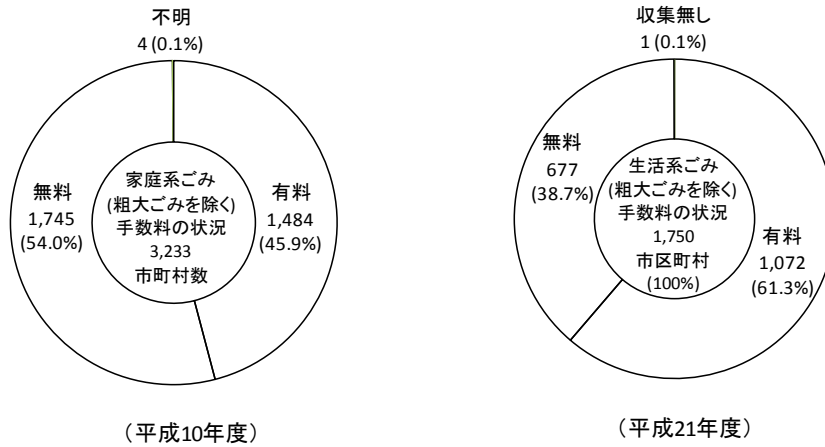


図表 6-9 有料化に関する取組の推移

² (社) 全国都市清掃会議：ごみ処理の有料化に係る調査，都市清掃，Vol.56，No.11，2003

* 「有料化」の定義：ごみ処理費用の一部もしくは全部を手数料として徴収している場合

図表 6-10 は、有料化の有無について平成 10(1998)年と平成 21(2009)年を比較したものであるが、有料化へ向かっている傾向は明らかである。図表 6-11 は、平成 21(2009)年における品目別の有料・無料の別を示したものである。可燃ごみ・不燃ごみは有料とする自治体が多く、資源ごみは無料とする自治体が多い。



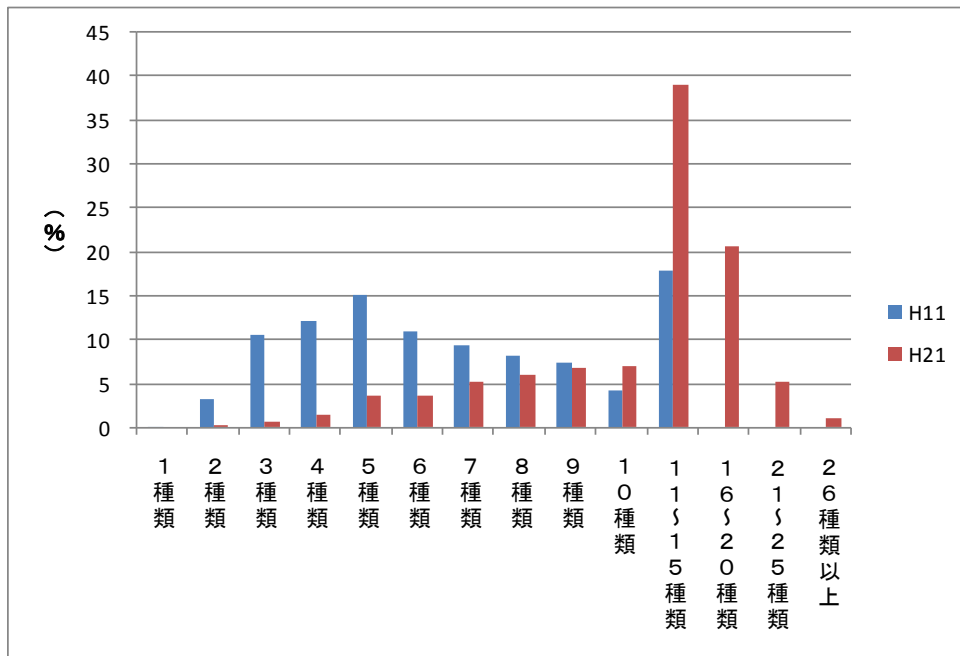
- 1) 紙パック, 紙製容器包装を除く
- 2) 白色トレイを除く
- 3) 白色トレイ, 容器プラスチックを除く

図表 6-11 生活系ごみの有料・無料の状況 (平成 21 年度)

(3) 多種分別

集積所で高度に分別する方法は、住民に大きな負担を強いるものであり、行政のサービス事業ということからはかなり遠いところにある。図表 6-2 に示したように、昭和 47(1972)年の世論調査で「収集回数はどうですか?」「収集のあとしまつは問題ありませんか」「収集作業員の態度は悪くありませんか」とお伺いを立てていた時代と比べると隔世の感がある。

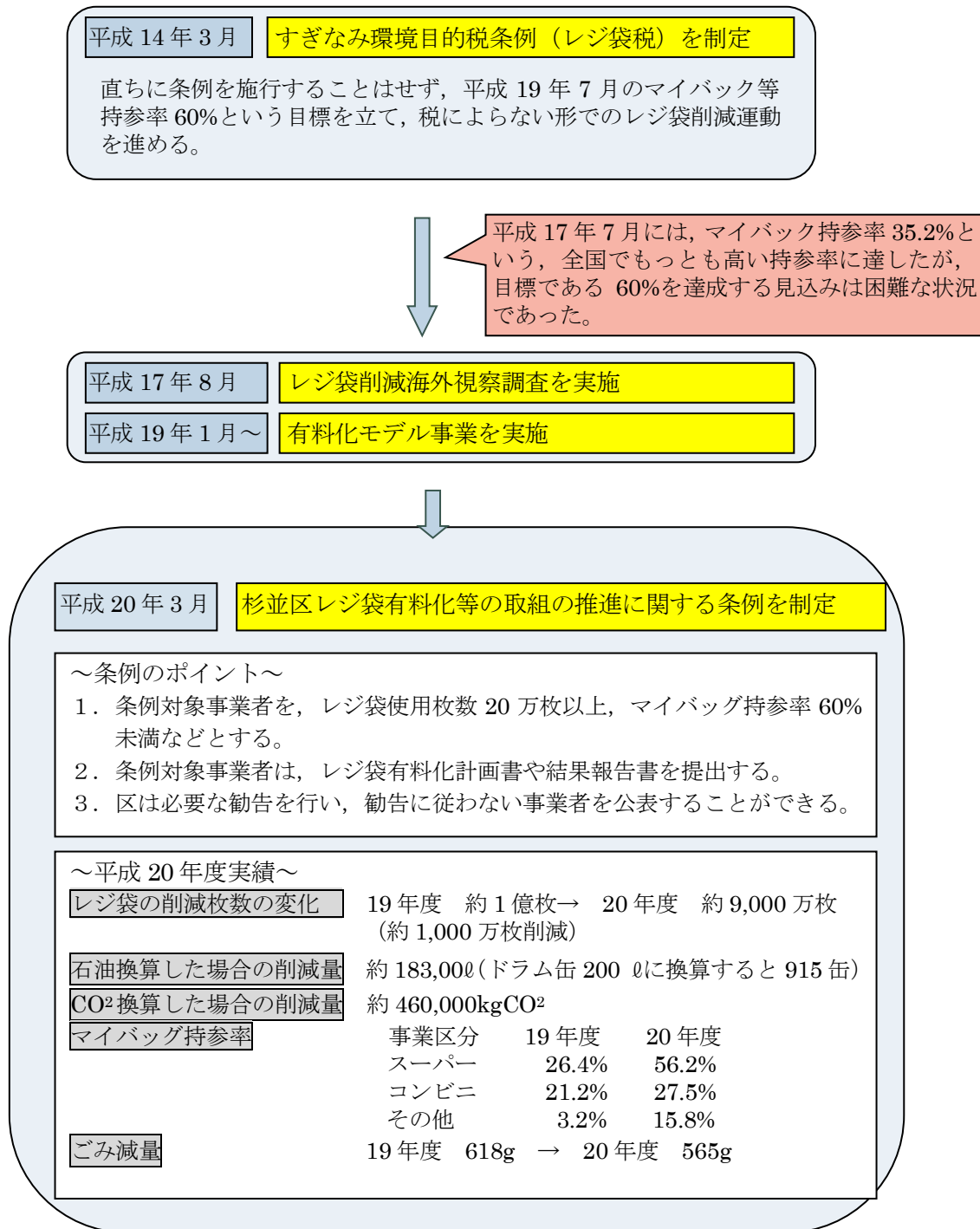
図表 6-12 は、分別数の推移を示したものであるが、平成 11(1999)年では 5 種分別が最も多かったのに対し、平成 21(2009)年では 11 分別以上が圧倒的に多くなっている。



図表 6-12 分別数の推移

(4) レジ袋の有料化

レジ袋の有料化に関する取組は東京杉並区から始まった。図表 6-13 に杉並区の実績の経緯を示した。また、図表 6-14 に全国のレジ袋削減に関する取組の状況を示し、図表 6-15 に有料化によるレジ袋辞退率、マイバック持参率の推移を示した。



図表 6-13 レジ袋削減に関する杉並区の実績³

³ 杉並区 HP から作図

図表 6-14 全国のレジ袋削減の取組状況⁴

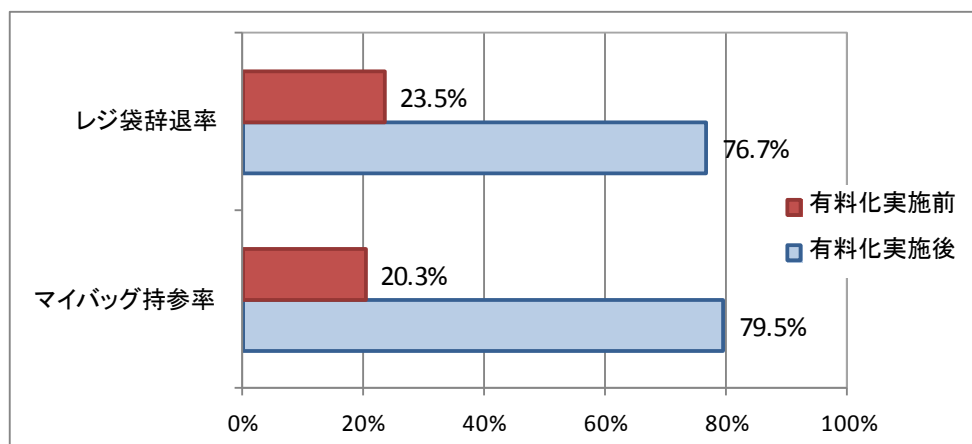
取組の実施状況	全 39 都道府県で何らかの方法でレジ袋削減の取組が実施されている。政令市・中核市・特別区では 8 割が実施されており、今後もこうした取組はさらに広がっていくことが見込まれる。
取組手法	(a)全廃・有料化手法（自治体による条例化，自主協定の締結，自治体からの協力要請等により，レジ袋を全く提供しない又は有料で提供する手法），(b)全廃・有料化以外の手法（特典提供方式や事業者への協力要請等によりレジ袋の削減を図る手法），(c)有料化・有料化以外を問わず事業者へ削減手法の選択を委ねる手法等があり，全国で地域特性を反映して，様々な手法が実施されている。
協定締結状況	協定締結によるレジ袋の有料化については，都道府県では平成 23 年 2 月 1 日現在，13 件において一斉実施が行われている。また 3 件では今後実施見込み，又は検討予定となっている。さらに，政令市・中核市・特別区では 26 自治体において協定締結によるレジ袋の有料化が行われている。また，3 件では今後実施見込み，または検討予定となっている。 こうした有料化の実施に伴い，レジ袋辞退率やマイバッグ持参率が 80%程度に上がるなど，高い削減効果が確認された。加えて，「マイバックに係る協定を締結（有料化は任意）」「県内一部のエリア，事業者との間で都道府県もレジ袋有料化協定に関与」，「協定方式に依らない消費者（住民）主導で事業者をレジ袋の有料化に誘導」した事例等も見られた。
特典提供方法	レジ袋削減の手段として，地域通貨（エコマネー）や商品券・割引券等の提供を受けて買い物に使用，市町村が指定する商品や抽選券，景品等を提供することにより，レジ袋の受取辞退を促そうという「特典提供方法」が都道府県で 18 件，23 政令市・中核市・特別区では 22 件で実施され，相当の削減効果をあげていることが確認された。 ただ，特典提供方法については有料化の取組の広がりと共に活動を縮小する動きも見られる。

(1)調査対象：47 都道府県，18 政令市，41 中核市，23 特別区 計 129 自治体

(2)調査方法：平成 23 年 2 月 1 日現在のレジ袋削減に係る取組状況及び今後の取組予定等（平成 24 年 3 月末まで）について，電子媒体によるアンケート方式にて調査した。

(3)回収状況：都道府県は 39 件回収（回収率 83%）

政令市・中核市・特別区は 68 件回収（回収率 83%）



図表 6-15 有料化によるレジ袋辞退率などの変化（都道府県）

⁴ 環境省調査：レジ袋に係る調査（平成 22 年度），環境省 HP

3. それぞれのニッポンのゴミ

(1) 法に見る役割の推移

廃棄物処理に関して国民の役割が明示されたのは、図表 6-16 に示したように、平成 3(1991)年の改正廃棄物処理法が最初である。それまでは、行政の役割に国民が協力するというニュアンスが強かった。また、製造事業者の役割が強化されるなど PPP(polluter pays principle : 汚染者負担原則)から EPR (extended producer responsibility : 拡大生産者責任)への流れも明確になった。

(2) 町内会

環境省の調査⁵によると、平成 21(2009)年度の総資源化量 9,502 千トン/年のうち 2,792 千トン/年(29.3%)が集団回収によるものである。この集団回収量の多くは自治会や町内会などの市民団体と資源回収業者、行政が連携して資源化したものである。市民団体の種類は様々であり、自治会や町内会のほかにも子供会や PTA など地域によっていろいろな団体が活動しているが、遡ればやはり町内会の活動が起源であろう。図表 6-17 は、町内会の変遷をまとめたものであるが、現在のような形の活動を開始したのは戦後、昭和 27(1952)年以降のことである。近年は町内会組織の弱体化が指摘されているが、図表 6-18 に示すように、環境問題の普及啓発の手法として、町内会を介する手法が現在でも上位に挙げられている。

(3) NPO

近年は、廃棄物の資源化や環境教育の場として NPO の存在の重要性が増している。NPO の先駆けとなったのは、昭和 49 (1974)年に発足した「リサイクル運動 市民の会」である。図表 6-19 に、リサイクル運動市民の会の活動の概要に関して、山本耕平氏の論文を要約してまとめた。

(4) 業界団体

図表 6-20 に廃棄物処理、3R 関連団体の設立状況をまとめた。昭和 20 年代に衛生対策に係る団体が設立され、昭和 50 年を前後して食品・飲料容器団体が設立され、平成 10 年を前後して 3R 関連団体が設立されている。

(5) 環境教育

図表 6-21 に環境教育の取り組みの推移をまとめた。わが国の環境教育の本格的な取組は昭和 61(1986)年に環境庁が環境教育懇談会を設置したことに始まり、平成 15(2003)年には「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が制定されている。

図表 6-22 は、「環境教育」「環境学習」というキーワードの検索数の推移を示したものであるが、昭和 50 年代後半から少しずつ登場し、平成 2(1990)年頃から急激に増えている。

⁵ 環境省：日本の廃棄物処理平成 21 年度版，H23.3

図表 6-16 法に見る各層の責務

国	汚物掃除法	—
	清掃法	・汚物の処理に関する科学技術の向上を図るとともに、市町村及び都道府県に対し、責務が十分に果たされるように技術的、財政的援助を与えるように努める。
	廃棄物処理法	・廃棄物の処理に関する技術開発の推進を図るとともに、市町村及び都道府県に対し、責務が十分に果たされるように技術的、財政的援助を与えるように努める。
	改正 廃棄物処理法	・廃棄物に関する情報の収集、整理、活用並びに廃棄物の処理に関する技術開発の推進を図り、国内における廃棄物の適正な処理に支障が生じないよう適切な措置を講ずるとともに、市町村及び都道府県に対し、責務が十分に果たされるように技術的、財政的援助を与え、並びに広域的な見地からの調整を行うことに努めなければならない。 ・廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な処理を確保するため、これらに関する国民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。
都道府県	汚物掃除法	—
	清掃法	・市町村に対して、責務が十分に果たされるように技術的援助を与えるように努める。
	廃棄物処理法	・市町村に対して、責務が十分に果たされるように技術的援助を与えるように努めるとともに、区域内における産業廃棄物の状況をはあくし、産業廃棄物の適正な処理が行われるように必要な措置を講ずるよう努める。
	改正 廃棄物処理法	・市町村に対し、責務が十分に果たされるように技術的援助を与えることに努めるとともに、区域内における産業廃棄物の状況をはあくし、産業廃棄物の適正な処理が行なわれるように必要な措置を講ずることに努めなければならない。 ・廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な処理を確保するため、これらに関する国民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。
市町村	汚物掃除法	・(市は) 区域内の汚物を掃除し清潔を保持する義務を負う。 ・義務者が収集した汚物を処分する義務を負う。
	清掃法	・清掃思想の普及を図るとともに、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等清掃事業の能率的な運営に努める。
	廃棄物処理法	・清掃思想の普及を図るとともに、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等清掃事業の能率的な運営に努める。
	改正 廃棄物処理法	・区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。 ・廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な処理を確保するため、これらに関する国民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。
事業者	汚物掃除法	—
	清掃法	—
	廃棄物処理法	—
	改正 廃棄物処理法	・事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。 ・事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。 ・廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。
国民	汚物掃除法	—
	清掃法	—
	廃棄物処理法	—
	改正 廃棄物処理法	・廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

*改正廃棄物処理法は、平成3年の改正を指す。

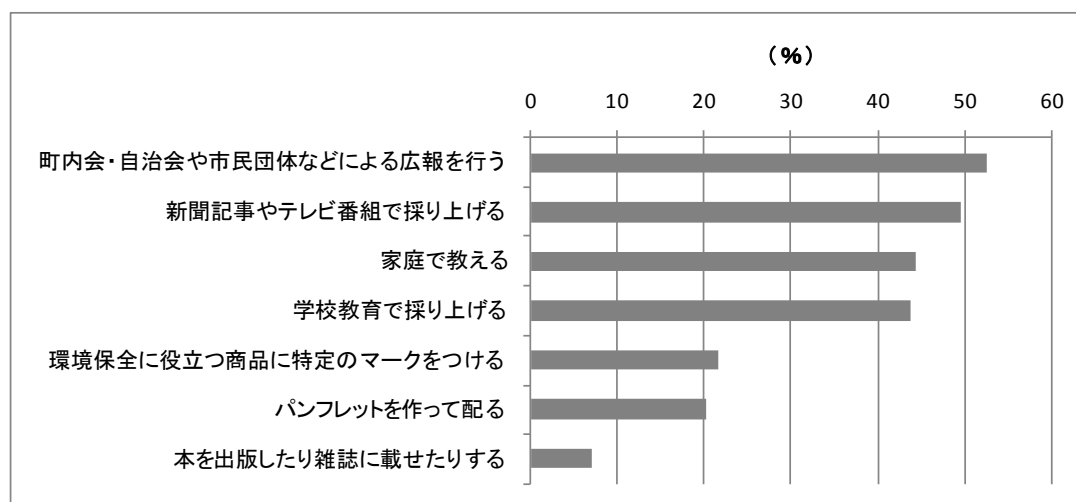
図表 6-17 町内会の変遷

町内会の変遷

時代	概要	
古代の「五保制」	古く中国で行われた隣保制(一定の戸数で組織され、連帯責任を負う)にならない、律令制で定めた隣保組織。隣接する5戸で構成し、納税・防犯などの連帯責任を負う。 ¹⁾	
江戸時代の「五人組」	江戸幕府が村々の百姓、町々の地主・家主に命じて作らせた隣保組織。近隣の5戸を1組とし、火災・盗賊・浮浪人・キリシタン宗徒等の取締り、また婚姻・相続・出願・賃借等の立会と連印の義務、納税・犯罪の連帯責任を負わせたもの。 ¹⁾	
日中戦争時の「町内会」	日中戦争の頃から日本各地で組織され始め、太平洋戦争の戦時下に大政翼賛会の最末端組織として1940年に市には「町内会」、町村には「部落会」が国によって整備されたのが起源であるとされる。戦時下には内部に「隣組」があった。	
1952年以降の「町内会」	占領政策として町内会等の隣保組織は廃止されたが、1952年のサンフランシスコ講和条約の発効に伴い禁止が解かれ、自治組織として再組織化された。法律・政令・府省令には町内会に関する規定がなく、行政組織とは法的には無関係な存在となっている。 ²⁾ 現在の活動は地域によって異なり、神社の祭礼への参加、道路・公園等の清掃、親睦・交流目的の催事等を行う。近年はNPO活動との棲み分けが難しくなるという課題を抱えている。	
海外の事例	中国	居民委員会:「中華人民共和国都市居民委員会組織法」に規定されたもので、政府およびその出先機関に協力する役割を有する。 ³⁾
	韓国	班常会(行政施策を効率的に遂行するために、市・郡の条例に基づき設置されている) ⁴⁾
	インドネシア	RT/RW: 第二次世界大戦時に、ジャワを占領した日本軍が、ジャワ村社会の大衆動員の一环として、戦時下の日本で国策遂行のために整備された隣保制度を導入した隣組制度で、現在まで続いている。

参考文献:

- 1) 広辞苑 2) Wikipedia 3) 羅佳: 中国都市部の社民委員会の現状 4) 地域メディア研究所REPORT



Q: 環境のための工夫や配慮の方法を知るために、どのようなことをするのがよいと思うか?

図表 6-18 普及啓発に関する町内会の役割⁶⁾

⁶⁾ 内閣府: 昭和 63 年 環境保全活動に関する世論調査

図表 6-19 リサイクル運動市民の会の活動⁷

<p>リサイクル運動市民の会 (1974年発足)</p>	<p>ロケット工学者の糸川秀夫博士が名付け親であるが、それまでの市民活動は「市民運動」あるいは「住民運動」と呼ばれていたのに対して、「リサイクル市民運動の会」ではなく「リサイクル運動」の「市民の会」と名乗ったところが非常に新鮮だった。この名前は学生運動、平和運動や公害反対運動など、政治的あるいは抵抗型の運動に対して、まったく新しい市民活動のイメージを持ち込んだ名付けであり、フリーマーケットや今日でいうところのロハス（LOHAS）のさがけとなった。また、当時としては定義すらなかった「市民事業」あるいは「コミュニティビジネス」のさがけであり、各団体の創設者達は「市民運動で食べる」ということを掲げていたところからは、NPO(Nonprofit Organization)のさがけでもあった。</p> <p>この活動は、政府や企業に反対したり何かを求める「運動」ではなかった。その意味では、「自らがやりたいことをやって社会がそれを受け入れるかどうかは関係ない」、というスタンスでの市民活動はこれが初めてであっただろう。活動の目的は、不用品の活用をとおしたコミュニケーションであり、そのコミュニケーションをとおして仲間をふやし、社会的なムーブメントにつながっていけばよい、というものであった。</p>
<p>関西リサイクル運動市民の会 (1976年発足)</p>	<p>1976年に神戸の若者が集まって設立された。不用品交換の仕組みをつくり、大手スーパーと連携して不用品交換の情報仲介やイベント企画等を一種のコミュニティビジネスとして展開した市民活動の先駆である。1981年に大阪に移り、その後東京に拠点を移して「日本リサイクル運動市民の会」に改称、「らでいっしゅぼーや」という有機野菜の宅配システムを創設して大きなビジネスに育てた。当時の代表者、高見裕一氏は衆議院議員（日本新党、一期）となるなど、ビジネスと政治にアプローチしたという点で、他の市民活動とは趣を意にする団体となった。</p>
<p>中部リサイクル運動市民の会 (1981年発足)</p>	<p>名古屋を拠点とする「中部リサイクル運動市民の会」は、1981年に萩原善之氏（前代表）によって設立された。設立当初はフリーマーケットや不用品データバンクを中心に活動をスタートさせ、有機野菜の契約栽培と販売、フェアトレード、再生品の開発・販売などに活動の幅を広げた。同時に、資源回収を自ら行うなど、リサイクルおよび環境に関わるコミュニティビジネスを活動の柱に据えていた時期がある。その後、フリーマーケット、資源回収、有機野菜販売などの事業を中止し、新たな社会システムとして「リサイクルステーション」を開始し、そのスタッフとして市民ボランティアの育成に乗り出したり、自治体の計画策定を受託するなど、社会システムの提案やコンサルタント的な分野に重点を移すようになった。</p> <p>1990年の「藤前干潟問題」や、その問題に続く「ごみ非常事態宣言」では、世論形成にも大きな役割を果たした。こうした経験をもとに、名古屋市周辺の自治体から市民参加型の計画策定や環境学習施設運営にも参画するようになり、中部圏の市民団体にとっては支援型のNPOとしての機能も果たしている。</p>
<p>沖縄リサイクル運動市民の会 (1983年発足)</p>	<p>現代表の古我知浩氏は、資源回収業を起業して、回収業の傍ら他の団体と同様にフリーマーケットや不用品データバンク、新聞、ラジオにリサイクル情報を提供したり、情報誌の発行からスタートした。他の団体と若干異なるのは、資源回収という実務をとおして静脈産業の実情やごみ問題への関心がもともと高かったことである。当初から不用品データバンクの統計をまとめて新聞に提供するなど、社会的な情報発信を行っていた。事務所の一角でリサイクルショップや環境配慮商品、フェアトレードの物販を行ったり、沖縄の農・漁業者とタイアップしてモズクやスパイスなどの特産品を開発したりしてきた。</p> <p>1980年代後半、地球環境問題への関心が高まるにつれ、県内の環境団体のリーダー的存在として発言力を増していく。行政に対しても影響力があり、那覇市でごみ処理施設をめぐる問題が惹起した時には、那覇市から市民の立場での「ごみ減量アクションプラン」の策定を委託された。ここで提案したプロジェクトのうち、オフィス古紙の回収システムと生ごみのリサイクル事業化を行った（生ごみは養豚飼料化が事業化され、「くいまー事業協同組合」が設立されている）。「買い物ゲーム」というオリジナルの環境学習プログラムを開発して県の支援の元で県内一円の学校で授業を行っている。また大手スーパーと連携してレジ袋の有料化にも関与し、県内一斉有料化という政策に大きな影響を及ぼした。また指定管理者として那覇市の環境学習施設とNPO活動センターの運営を受託するなど、3Rに関する様々な主体の連携・協働の市民側の担い手であると同時に、他のNPOと行政をつなぐ中間組織としての役割も果たしている。近年は、途上国の廃棄物担当者研修を受け入れるなど、国際的活動にも幅を広げている。</p>

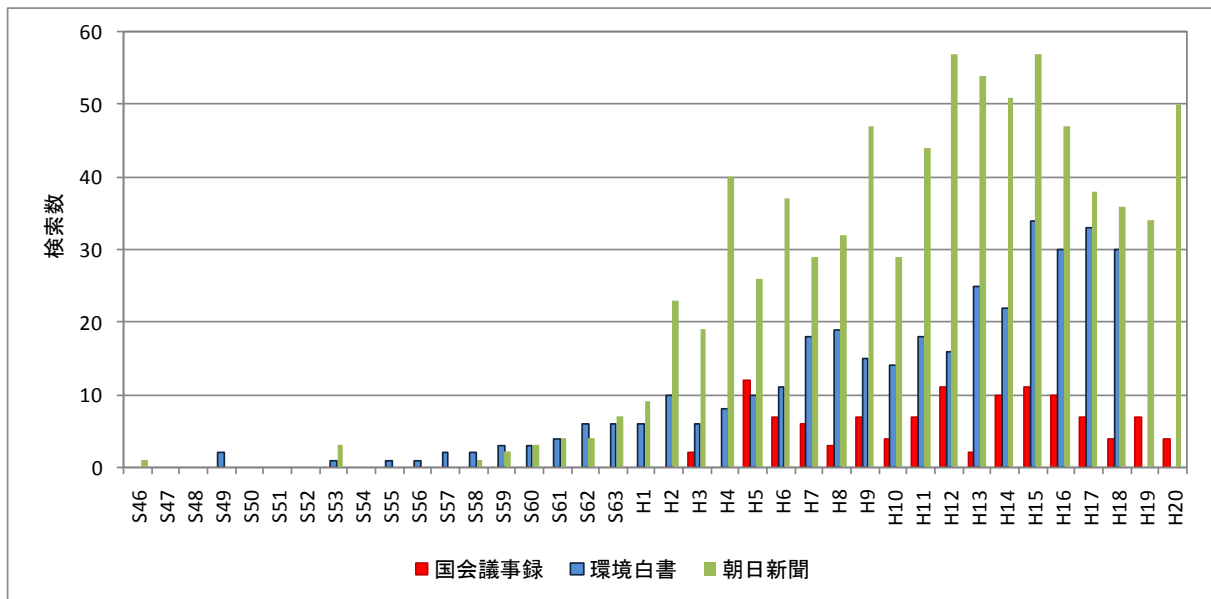
⁷ 平成20年度廃棄物処理等科学研究「日本の3R制度・技術・経験の変遷に関する研究」, pp108-110

図表 6-20 廃棄物処理・3R関連団体

	昭和20(1945)	40(1965)	60(1985)	平成3(1991)	平成8(1996)	
廃棄物処理	全国都市清掃会議	1747年7月、都市清掃協会として創立、1976年7月に全国都市清掃会議として認可				
	日本環境衛生センター	1954年2月創立、1956年3月財団法人として認可				
	日本環境衛生施設工業会	1962年設立、1968年社団法人として認可				
	廃棄物研究財団	1989年設立				
	全国産業廃棄物連合会	1978年7月、全国産業廃棄物連合会創立、1985年に厚生大臣の許可を受け社団法人化				
	廃棄物資源循環学会	1990年、廃棄物学会として発足、2008年に社団法人に移行				
	容器包装・3R	スチール缶リサイクル	1973年あき缶処理対策協会として設立、2001年4月に改称			
アルミ缶リサイクル協会		1973年オール・アルミニウム缶回収協会として設立、2001年に改称				
ガラスびんリサイクル促進協議会		1984年ガラスびんリサイクル推進連合として設立、1996年11月に改称				
PETボトルリサイクル推進協議会		1993年6月設立				
プラスチック容器包装リサイクル推進協議会		1998年4月設立				
飲料用紙容器包装リサイクル協議会		1997年3月設立				
その他紙製容器包装リサイクル協議会		1998年2月設立				
段ボールリサイクル協議会		2000年3月設立				
その他	日本容器包装リサイクル協会	1996年9月設立				
	プラスチック処理促進協会	プラスチック処理研究協会として設立、1972年7月に改称				
	食品容器環境美化協会	1973年設立、1982年法人化				
	全国牛乳容器環境協議会(飲料用紙容器リサイクル協議会)	1992年8月設立				
	発泡スチロール再資源化協会	1991年5月設立				
	塩化ビニリデン衛生協議会	1977年6月設立				
	PETトレイ協議会	1986年設立				
古紙再生促進センター	1974年3月設立					

図表 6-21 環境教育の変遷

年	出来事	内容
S61 1986	環境庁が「環境教育懇談会」を設置	1988年に、環境教育の理念・環境教育を進めていく上での課題等を取りまとめた『「みんなで築くよりよい環境」を求めて』を公表。
H2 1990	日本環境教育学会が設立	環境教育の推進を達成するため、「年次大会の開催」「学会誌およびニュースレターの発行」「シンポジウム・セミナー・講習会」などを開催し、関係諸団体との交流等の事業を行う。
H5 1993	環境教育基本法制定	事業者及び国民が環境の保全についての理解を深め、環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全に関する教育及び学習の振興等を行うものとされている。
H11 1999	中央環境審議会答申	環境省は中央環境審議会に「環境教育・環境学習の推進方策のあり方」について諮問し、環境教育・環境学習の実施に当たっての留意点、環境教育・環境学習推進の方向、環境教育・環境学習の具体的な推進方策等について答申がなされた。（これからの環境教育・環境学習—持続可能な社会をめざして—）
H15 2003	環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律制定	持続可能な社会づくりに向けて、様々な主体の自発的な活動を支援し、その基盤となる環境教育等の推進に取り組むことを目的に制定された。



図表 6-22 環境教育の検索数の推移（「環境教育」 + 「環境学習」で検索）